

農用地区域変更明細書

1 変更する土地（除外）

整理 番号	筆数	土地の所在地 (町字・地番)	地目	用途 区分	面積 ㎡	地区番号 区域番号	事業内容 (転用内容)	除外要件、他法令上の審査状況 市町村総合意見
1	1 2 3	東阿田町283-1 東阿田町283-4 東阿田町283-5	田 畑 畑	田 畑 畑	634.0 272.0 205.0	五條A 五條A 五條A	農家住宅	1. 農家住宅を建設するにあたり、近くの農用地区域外に適当な土地はなく当該地は農地法関係の転用許可見込みがある農地を選んでの申請である。 2. 当該土地は農用地の一角にあり、一部の道路に面している土地で集团的農用地の中央部には位置しておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障をきたすおそれはないと認められる。 3. 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと認められる。 4. 土砂の流出、用排水停滞、周辺農地への汚濁水の流入のおそれはないと認められる。 5. 土地改良事業等の施行区域外である。当該地は、農用地の集約、農作業の集団化、効率化等に支障はないと認められる。 除外する土地は最小限必要な規模であり、集团的に存在する農用地でもない。また、現時点では、所有者が管理できておらず、借り手もない状態であり、他法令についても認可見込みであり、五條市地域計画へも支障がないことを考慮し、やむを得ないと判断する。

農用地区域変更明細書

1 変更する土地（除外）

整理 番号	筆数	土地の所在地 (町字・地番)	地目	用途 区分	面積 ㎡	地区番号 区域番号	事業内容 (転用内容)	除外要件、他法令上の審査状況 市町村総合意見
2	1	住川町647	田	田	776.0	五條 A	太陽光発電	1. 太陽光発電施設を整備するにあたり、近くの農用地区域外に適当な土地はなく当該地は農地法関係の転用許可見込みがある農地を選んでの申請である。
	2	住川町648	田	田	485.0	五條 A		
	3	住川町649	田	田	1120.0	五條 A		
3	1	西河内町360	田	田	525.0	五條 A	太陽光発電	2. 当該土地は農用地の一角にあり、一部の道路に面している土地で集团的農用地の中央部には位置しておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障をきたすおそれはないと認められる。 3. 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと認められる。 4. 土砂の流出、用排水停滞、周辺農地への汚濁水の流入のおそれはないと認められる。 5. 土地改良事業等の施行区域外である。当該地は、農用地の集約、農作業の集団化、効率化等に支障はないと認められる。 除外する土地は最小限必要な規模であり、集团的に存在する農用地でもない。また、現時点では、所有者が管理できておらず、借り手もない状態であり、他法令についても認可見込みであり、五條市地域計画へも支障がないことを考慮し、やむを得ないと判断する。
	2	西河内町361	田	田	373.0	五條 A		
	3	西河内町362	田	田	241.0	五條 A		
	4	西河内町363	田	田	330.0	五條 A		
	5	西河内町406	田	田	436.0	五條 A		
	6	西河内町407	田	田	158.0	五條 A		
	7	西河内町421-1	田	田	408.0	五條 A		
	8	西河内町423	田	田	99.0	五條 A		
	9	西河内町424	田	田	168.0	五條 A		
	10	西河内町425	田	田	171.0	五條 A		
	11	西河内町426	田	田	171.0	五條 A		
	12	西河内町427	田	田	238.0	五條 A		
	13	西河内町428	田	田	604.0	五條 A		
	14	西河内町429	田	田	214.0	五條 A		
	15	西河内町430	田	田	492.0	五條 A		
	16	西河内町431	田	田	704.0	五條 A		
	17	西河内町432	田	田	1004.0	五條 A		
	18	西河内町433	田	田	472.0	五條 A		
	19	西河内町434	田	田	502.0	五條 A		
	20	西河内町435	田	田	872.0	五條 A		
	21	西河内町436	田	田	208.0	五條 A		

農用地区域変更明細書

1 変更する土地（除外）

整理 番号	筆数	土地の所在地 (町字・地番)	地目	用途 区分	面積 ㎡	地区番号 区域番号	事業内容 (転用内容)	除外要件、他法令上の審査状況 市町村総合意見
4	1	西河内町1157-1	山林	樹園地	7544.0	五條A	非農地判断	1. 農地として再生される見込みがないと判断し、農振法10条3項に該当しない見込みのため。
5	2	大澤町917	雑種地	田	138.0	五條A	非農地判断	2. 当該土地は農用地の一角にあり、一部の道路に面している土地で集团的農用地の中央部には位置しておらず、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障をきたすおそれはないと認められる。
6	1 2 3	表野町216-2 表野町222-2 表野町308	山林 雑種地 田	畑 田 田	932.0 421.0 132.0	五條B 五條B 五條B	非農地判断	3. 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと認められる。
7	1	向加名生41-1	宅地	田	171.0	西吉野C	非農地判断	4. 土砂の流出、用排水停滞、周辺農地への汚濁水の流入のおそれはないと認められる。 5. 土地改良事業等の施行区域外である。当該地は、農用地の集約、農作業の集団化、効率化等に支障はないと認められる。
								農地として再生される見込みがないと判断し、農振法10条3項に該当しなくなったため、やむを得ないと判断する。